

## 第 191 回富山県都市計画審議会

日時 令和 6 年 8 月 26 日 (月) 14 : 00 ~

場所 富山県民会館 701 号室

### 1. 開会

(司会) 定刻となりましたので、ただいまより、第 191 回富山県都市計画審議会を開催いたします。開会に先立ちまして、審議会の定足数について申し上げます。委員 18 名のうち、本日 13 名のご出席をいただいております。半数以上のご出席ですので、富山県都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、本日の審議会は有効に成立する旨、ご報告いたします。

ここで、人事異動に伴う委員の交代により、前回の会議以降新たにご就任いただいた方を、臨時委員を含めてご紹介させていただきます。北陸農政局長の遠藤知庸様。北陸地方整備局長の高松諭様。市議会議長会長の横野昭様。西日本旅客鉄道株式会社金沢支社長の石原利伸様。富山県警察本部長の高木正人様。以上でございます。

それでは、本日の配付資料の確認をさせていただきます。次第、配席図、審議会委員名簿。それから本日の都市計画審議会議案書、その他、富山県都市計画審議会条例などの規程類をお付けしております。以上でございますが、配布漏れありましたらお申しつけください。

なお、本審議会は富山県都市計画審議会運営要綱第 5 条第 1 項に基づき、原則公開といたしております。詳細につきましては、お手元の資料をご覧ください。また、本審議会の審議結果及び議事録につきましては、審議会終了後に、県のホームページに掲載させていただく予定です。それでは、この後の進行につきましては、高山会長にお願いいたします。

(会長) 会長を仰せつかっております高山でございます。今日は大変暑い中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。台風 10 号が直撃しそうだという予報です。少しぐらいの雨ならいいのですが、もう大雨はいらぬというふうに思っています。たくさん雨が降るといろいろな形で災害が起こったりしますので、ぜひ、少し外れて通過していってくれればと思っております。さて今日は審議案件 1 件でございます。高岡市に産業廃棄物の処理施設の新設という形で審議いただくということになります。皆様ご承知のとおり今回の能登半島地震は、大変大きな地震で輪島や珠洲市においては住宅がもう 9 割以上ですかね、もうほとんど公費解体しなければならないような状況で、少しずつ解体も進んでいるようでございますが、瓦礫の処理をどうするかという非常に大きな課題があり、と

ても石川県内だけでは処理しきれませんので、全国各地で、その処理を受け入れていただいているようでございます。今回この高岡市の処理施設においても、設置が認められれば、ぜひ、能登の瓦礫も少しぐらいは、受け入れていただくと非常にありがたいなということを思っております。今日の審議会はこれ1件でございます。十分時間がありますので慎重にご審議いただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に本審議会運営要領第4条第2項の規定によりまして私から、議事録署名委員を指名させていただきたいと思っております。今回は土開委員と山中委員をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。ではどうもありがとうございます。それでは、議案の内容について、産業廃棄物処理施設（高岡市）の敷地の位置について、内容の説明をお願いいたします。

## 2. 議事

### 議案第1号 産業廃棄物処理施設（高岡市）の敷地の位置について

(会長) はいありがとうございます。今内容を説明いただきましたけど、何かご意見ご質問があればお受けしたいと思います。はいどうぞ。

(委員) 着席したまま失礼いたします。本件でございますけれども、法令をきちんと遵守されたものがなされておまして、大変ありがたい事案であると思っております。終活や墓じまいが大変盛んになってきております。他方で法令を遵守されていない事例として、墓石をそのまま河原に捨てられる事例があって、訴訟になっているものもあります。なぜかという、墓石って石じゃないですか。なので、石を持ってきて加工して使う。そしてそれを自然物なので、そのまま河原に返すというふうに解釈される方もいらっしゃるようで、そういった際に訴訟になります。それが、例えば誰々家の墓というふうに書いてある部分ですと、さすがにギョッとするのは、その下の土台の部分だとしたらどうだろうということなどもやはり問題になっています。ただ裁判所の方では、法令の、政省令の細かい部分のところの瓦礫類というところに該当しますよ、自然物であっても該当しますよということで、きちんと産廃というふうに、判決がおりておりますので、それにのっとって産廃として処理していただいているという点、まず大変ありがたいなと思っておりますし、こうした事業者をきちんと地域の中に位置付けていくということは大変重要であろうと思っておりますので、賛同させていただきたいというふうに思います。また高岡市様は、これも再資源化を図られるということですが、国際的にも重要な再資源化の事業者さんがいらっしゃいますので、そちらの事業を基軸として、環境省の脱炭素先行地域としての認定も受けられておりま

す。そうした産業を基軸とした産業政策というのも、進めていかれるとありがたいなというふうに思っております。1点懸念しているところとしてなんです。こちらは準工業地域というふうに伺っており、騒音ですとか、廃棄ですとか、その辺り、数値的にはクリアしているのですけれども、1日45トンの処理量ということで3から10トンのものが10から12台入るということですよ。それで、この場合、かなり道路が傷むので道路管理の観点だけ、関係各所の方でも共有いただいて、引き続きご配慮いただければなというふうに思っております。以上です。

(会長) はい。ありがとうございます。事務局何かお答えすることありますか。

(事務局) ありがとうございます。はい。最初のご意見ですけれども、再資源化したものについては、こちらについては間違いなく自社の事業で使用するということを、事業概要にも書いてございますので、そちらの方は大丈夫だと思っております。

次にご意見いただいた、産業政策の基軸ということで、また担当部局の方とも、ご意見を共有いたしまして、また取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。道路につきましては、土木維持課という課が高岡市の市道の維持管理を行っております。公衆用道路ですので道路が傷むということがございましたら、市の方で責任を持って直すということで進めていきたいと思っております。

(会長) はいありがとうございます。その他いかがでしょうか。はい。どうぞ。

(委員) 今回の件はあくまで石を粉砕するということが主だったものなののでしょうか。そう思っていたのですけれども、金属などの産業廃棄物という部分もあって、石ではないということですか。その辺りが不明だったので、もう一度確認させてください。

(会長) はい事務局いかがでしょうか。

(事務局) お答えします。はい。事業者の現在の事業としましては、墓石や灯籠、寺社仏閣の石塀の製造販売というものが現在行っている事業でございます。品目としましては、処理対象物等は列記してあるのですけれども、今回の産業廃棄物処理の許可が得られた際には、実際に取り扱うのは瓦礫類と石材の固定用として使用していた金属くずの2つになるというふうにお聞きしております。

(委員) 主なものは、石ではなくなるというような理解ですかね。

(事務局) 墓石等が瓦礫として取り扱われる予定です。

(委員) 先ほどの委員の話から、全く異なることを言ってしまう。墓じまいということがあって、墓石を細かく粉砕するというのもったいないという所があります。墓じまいということであれば、供養などをしてから、何か公共広場で使うことができないかというふうに思ったものですから、そうではなくて、今回は金属類とかそういったものの審議ということになるのですね。

(事務局) 主に金属類は少量しか出ないと聞いております。主に出るのが墓石などを粉々にした瓦礫類を取り扱うということで、出たものについては、事業者の方では製造もやっておられますので、それをリサイクルいう形で製造の方で使用されるというふうにお聞きしています。

(委員) 先ほどの訴訟というお話もあったので、私の思っていることが突拍子もないことかもしれません。例えばベンチとか舗装というのは余りにも抵抗があるかもしれないのですが（踏んでしまうという意味）、照明を組み込むといったモニュメント的なものに使うとか、あくまで公共広場としての整備にも一部使っていただけたいのではかと思いました。全然話が違いますけど、一意見としてお願いいたします。

(会長) はいありがとうございます。その他いかがでしょうか。はいどうぞ。

(委員) ありがとうございます。事業フロー図を見て欲しいのですけれども。このようにですね、あいの風とやま鉄道側の近くに鋼板塀が高さ 3 メートルで設置されるのですが、この目的は防音なのでしょうか、それとも目隠しなのでしょうか、というのが 1 点ございます。

(事務局) 主に粉塵の対策という意味ということでお聞きしております。

(委員) 3 メートルの高さで処理できるのですか。

(事務局) 今の環境調査では、もうクリアしているという前提の中で、さらにとりあえず対策としまして 3 メートルの壁を立てるといふ、趣旨としてはそういうことだと思います。

- (委員) わかりました。おそらく、何か根拠に基づいているのだと思います。
- もう1点ですね、先ほど、騒音のデータを出していただきましたけども、真ん中の騒音のところ見ていただくと、南側の敷地内が54デシベルでもっと遠い人家が55デシベルで、そっちの方が大きい値になっています。普通はおそらく上の振動にしてもそうですけど、直近の方が大きくて、遠くなれば少なくなるのではないかという気がしたのですが、これは4月の11日に1回だけ測った結果でしょうか。それとも何回も測ったけどこういう結果になったということなのでしょうか。この辺について違和感はありませんか。
- (会長) はいどうぞ。
- (事務局) 1週間ほどの調査をしていただいております、その中で平均で出ている数字です。測定の日が4月11日というふうに書きましたけれども、期間とすれば1週間ほどの調査をしております。
- (委員) けれども平均すると、近い敷地内よりも遠い人家の場所の方が、騒音が大きかったということですよ。
- (事務局) 風向きなども考慮して結果としてこういう数字となっております。
- (委員) はい。わかりました。
- (会長) 他いかがでしょうか。はいどうぞ。
- (委員) はい。今の委員の質問に関連してなんですけれども、その騒音というのはどういう環境のもとで調べられたものなのか、今この計画を見るとこの石材の破砕という部分がありますのでそうするとドリルとか何かで破砕すると思うのですが、どういった環境のもとで、調べられたのでしょうか。
- (事務局) まず、現況値がありまして現況値を測ります。その次に機械で出てくる音をプラスして、計算された値で予測値というのをしております。現況値の方に関しては南側の環境付近の現況値の値と、実はこの直近人家の現況値の値というのが、1デシベルほど差が最初からありまして、それに機械から出る騒音の音をプラスして計算している形になっております。予測値としては、南側境界敷地が54デシベルで、直近人家の方は55デシベルとなっております。

(会長) これはあくまでも計算値ですよ。

(事務局) 予測値となります。

(会長) 計算上出てくる値ということですね。ありがとうございます。では次のご意見どうぞ。

(委員) 少し気になった点がありまして、粉塵の排水のことなのですが、先ほど会長からお話がありましたけども、近年豪雨が多いということで、近くに田んぼもあり、農業用水などにそういった場合の影響はないようになされているのか、教えていただきたいと思います。

(会長) はい。どうぞ。

(事務局) 事業計画におきましては基本的に、処理するとき、粉塵がなるべく飛ばないように散水して処理するのですが、その散水によって排水が流れていくようなことはないという形の事業計画となっております。分離槽も設置してありまして、こちらの方で対応していただくということで、排水路にそういったものが流れていかないような対応を考えております。

(委員) きちんと対応されているということですね。ありがとうございます。

(会長) 他いかがでしょうか。はい。どうぞ。

(委員) 先ほどあいの風とやま鉄道側の、板の粉塵予防ということでご説明がございましたが、反対側がドラッグストアやコンビニなどがあってこちらの方が人の往来があるかと思うのですが、あいの風とやま鉄道側だけでよいのでしょうか。

(事務局) 大気汚染の予測結果の方でも、一応計算上は規制基準を下回ってはいますが、あいの風とやま鉄道との協議の中で、こういうものの設置が必要だったということになります。

(会長) 他いかがでしょうか。はいどうぞ。

(委員) はい。ありがとうございます。先ほど騒音の件もあったのですが、振動もやっ

ぱり予測値ということで、実際そこに施設があるわけではないので、先例や同じようなこういう機械設置の場所とか、そういったものの比較というようなことになるのでしょうか。

(事務局) はい。現状値をまず調べまして、それから機械から出る振動レベルを計算値の中に入れて予測値を出しているものになります。振動に関しまして、大体今、振動レベル 32 とか 39 だと思うのですが、振動レベル 50 に関しては人体に感じない程度ということなので、今回の予測値 32 というのは、50 には満たしていないので人体には感じないほどの振動だということで、予測値の方は見ております。

(委員) はい。あともう 1 つですけど、破碎されたものは、リサイクル品になるのか、産廃ということで、最後には埋め立てになるのか、確認させてください。

(会長) 事務局どうぞ。はい。

(事務局) 最後に小さくなったものにつきましては石材の製造もされております事業者の方でリサイクルとして、自社の製品に使うというふうにお聞きしております。

(会長) 他いかがですか。どうぞ。

(委員) 何回もご説明されていたかもしれないのですがけれども、建物内で、粉碎とか処理をされる。敷地全体を見たときに、今までより処理能力がすごく多くなるので、瓦礫が山積みになるとか、そういった視覚上の変化は大きいのでしょうか。

(会長) いかがでしょうか。

(事務局) いずれの処理につきましても、上屋の中で行われるということをお聞きしておりますので、見た目上は特に何か変わることはないのかなというふうに思っております。

(委員) 車両の出入りなどは多くはなるけれども、というところでしょうか。

(事務局) その通りです。

(委員) ありがとうございます。

(会長) 他いかがでしょうか。はい、私から1点なのですが、コンクリートの瓦礫処理が主ということですが、アスファルトコンクリートは入るのですか。それは入らないのでしょうか。

(事務局) アスファルトの処理に関しては、特に事業者の方から聞いておりません。あくまで墓石や灯籠だというふうに聞いております。

(会長) コンクリートというのはどういうことですか。墓石をコンクリートで作るのですか。

(事務局) 石材が主です。

(会長) 石材ですよ。瓦礫の中身は何なのですかね、瓦礫処理というのは全て石ですか。

(事務局) そうですね。はい。聞いておりますのは、すべて墓石や灯籠、寺社仏閣の石で作った柱やモニュメント、石塀だというふうに聞いています。

(会長) 自然石ということですね。

(事務局) 処理対象物の方にコンクリート物なども書いてございますけれども、分類上このように書いてあります。実際取り扱うのは瓦礫類ということで、その中の石となっております。

(会長) はいわかりました。他、いかがでしょうか。よろしいですか。はい。いろいろご意見、ご質問も含めて出ましたけど、これに反対するというご意見がなかったというふうに理解しました。お諮りしたいと思いますが、ただいまの議案を原案通り審議することについて、ご異議ございませんでしょうか。よろしいですか。はい。異議なしというようなことですので、議案第1号は原案通り議決いたしました。どうもありがとうございます。

以上、1件だけなのですが、この際ですから、都市計画審議会に対して何かご意見とか、もしあれば、よろしいですか。はい。それでは以上をもちましてすべて議案が審議終了しました。審議の方にご協力いただきまして誠にありがとうございます。それでは進行を事務局へお返ししますので、よろしく願いいたします。

### 3. 閉会

(司会) 高山会長どうもありがとうございました。それではこれをもちまして、第191回富山県都市計画審議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

令和6年8月26日

富山県都市計画審議会会長 高山 純一

議事録署名委員

富山県都市計画審議会委員 土開 由香

富山県都市計画審議会委員 山中 路代